常勤講師の給与増額に関する項目

臨時的任用職員の処遇については、「職員の給与に関する条例」等の規定に基づき、措置してきたところ。

教育職給料表の２級は教諭の職務の級とされており、臨時講師に適用することは困難。

なお、臨時的任用職員の初任給の上限については、本年度から教育職給料表１級の上限を引き上げる改善を行ったところであり、今後とも他府県の状況や府の財政状況等を踏まえつつ、適切な対応に努めていきたい。

月途中からの任用者に係る各種手当の支給に関する項目

通勤手当等の支給の始期及び終期につきましては、国の制度を基準としつつ、人事委員会規則により定められているところであり、臨時的任用教職員にかかる１日在職でない者への通勤手当等の支給につきましては、現時点で要求に応ずることは困難。

教育委員会としては、他府県の状況に加えて人材確保の観点も踏まえ、適切な対応に努めていきたい。

長期休業期間中の欠員状態解消など、教員の負担軽減に関する項目

病気休暇等の代替の期間については、予算の範囲内で必要に応じて措置していすが、学期間雇用を原則としているところであり、長期休業期間中に代替講師を任用することは困難。

常勤教職員の勤務条件とも密接に関連する非常勤講師の待遇改善に関する項目

非常勤講師の報酬及び支給方法の見直しについては、勤務実績に応じた報酬となるよう是正したものであり、ご要求に応じることは困難。

常勤教職員の勤務条件とも密接に関連する非常勤講師の年間報酬の増額に関する項目

非常勤講師の報酬については、授業を行った実績に応じて支給しているところ。

非常勤講師の年間時間数については、学習指導要領で年間の授業時間数の標準が３５週とされていることを踏まえ、配当を行っている。

常勤教職員の勤務条件とも密接に関連する非常勤講師の賃金の経験加算に関する項目

非常勤職員の報酬単価については、基本的に常勤職員の給与改定の状況に応じて単価を見直ししてきたところであり、要求に応じることは困難。

また、非常勤職員に対して、期末・勤勉手当を支給することは、地方自治法の規程から、困難。

教科会議や担当者打ち合わせ等の位置付けに関する項目

非常勤講師は、付随する準備や評価を含む教科の授業を行うものであり、授業に付随する業務も加味したうえで、報酬単価を設定しているところ。

実験・実習に携わる講師の白衣や保護具の確保に関する項目

要望の非常勤講師のへの被服の貸与については、本府財政状況が極めて厳しい現状から、応えることは困難。

また、安全上必要な物品等については、各校においてその実情に応じて対応しているところ。

健康診断の公費実施に関する項目

府立学校の非常勤講師に対する健康診断については、希望する場合は、平成２０年度より胸部Ｘ線間接撮影を公費で実施している。

非常勤講師については、採用時の健康診断を自己負担で受けていただくよう、お願いしているところ。

常勤教職員の勤務条件とも密接に関連する非常勤講師の年休の取得に関する項目

年次休暇の付与単位については、労働基準法上１日を単位とするものであり、要求に応じるのは困難。

服喪休暇の有給化に関する項目

非常勤講師に対する報酬が、勤務に対する反対給付であり、勤務に応じた支給が原則とされていることを踏まえ、要求に応ずることは困難。

常勤教職員の勤務条件とも密接に関連する非常勤講師の勤務効率改善に関する項目

平成26年４月稼働の統合ICTネットワーク上で校務処理システムは稼働しており、シンクライアント技術により、どの端末からでも、同じデスクトップ環境が利用可能ですので、非常勤講師は、各学校の共用端末を利用してください。